

乙第1号議案から
乙第44号議案まで

令和2年第1回沖縄県議会(定例会)議案 (そ の 3)

令和2年2月13日提出

沖 縄 県

目 次

議 案 番 号	議 案 名	ページ
乙第1号議案	沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
乙第2号議案	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	38
乙第3号議案	沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例	39
乙第4号議案	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	41
乙第5号議案	沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	43
乙第6号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	44
乙第7号議案	沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例	52
乙第8号議案	沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	53
乙第9号議案	沖縄県動物愛護管理員設置条例	54
乙第10号議案	沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	55
乙第11号議案	沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例	69
乙第12号議案	沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例	75
乙第13号議案	沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例	76
乙第14号議案	沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例	77
乙第15号議案	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	78
乙第16号議案	沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例	80
乙第17号議案	沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例	81
乙第18号議案	沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	100
乙第19号議案	沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例	102
乙第20号議案	沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例	103

目 次

議 案 番 号	議 案 名	ページ
乙 第 21 号 議 案	沖縄県公立大学法人評価委員会条例	104
乙 第 22 号 議 案	沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例	106
乙 第 23 号 議 案	沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	107
乙 第 24 号 議 案	沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例	109
乙 第 25 号 議 案	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例	112
乙 第 26 号 議 案	沖縄県首里城復興基金条例	113
乙 第 27 号 議 案	沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例	115
乙 第 28 号 議 案	沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	119
乙 第 29 号 議 案	沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例	120
乙 第 30 号 議 案	沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	121
乙 第 31 号 議 案	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例	122
乙 第 32 号 議 案	沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	123
乙 第 33 号 議 案	沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例	124
乙 第 34 号 議 案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	125
乙 第 35 号 議 案	債権の放棄について	126
乙 第 36 号 議 案	訴えの提起について	128
乙 第 37 号 議 案	沖縄県大型M I C E施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効の確認に関する和解等について	131
乙 第 38 号 議 案	地位確認請求事件の和解について	135
乙 第 39 号 議 案	指定管理者の指定について	137
乙 第 40 号 議 案	指定管理者の指定について	138

目 次

議 案 番 号	議 案 名	ページ
乙 第 41 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	139
乙 第 42 号 議 案	公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立について	140
乙 第 43 号 議 案	沖縄県教育委員会教育長の任命について	152
乙 第 44 号 議 案	専決処分の承認について	153

乙第1号議案

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700

	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
再任 用職 員以 外の 職員	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			

70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				

	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500

	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
	69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
再任	71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
用職	72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
員以	73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
外の										

職員	74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
	75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
	94	300,600	324,200	350,600	384,200			
	95	301,700	325,600	352,100	384,800			
	96	303,000	326,900	353,600	385,300			
	97	304,100	328,100	354,900	385,700			
	98	305,300	329,400	356,100	386,100			
	99	306,500	330,700	357,200	386,700			
	100	307,700	332,000	358,400	387,200			
	101	308,900	333,400	359,500	387,600			
	102	309,900	334,300	360,600	388,100			
	103	311,000	335,400	361,700	388,700			
	104	312,000	336,600	362,900	389,200			
	105	312,800	337,700	364,100	389,500			
	106	313,400	338,800	364,600	389,900			
	107	314,000	339,800	365,200	390,400			
	108	314,700	340,900	365,800	390,700			
	109	315,200	342,100	366,400	391,000			
	110	315,700	343,100	366,900	391,500			
	111	316,200	344,100	367,400	392,000			
	112	316,800	345,000	367,900	392,500			
	113	317,600	345,900	368,300	392,800			
	114	318,300	346,800	368,700	393,300			
	115	319,000	347,800	369,300	393,800			
	116	319,700	348,800	369,800	394,300			
	117	320,300	349,800	370,200	394,600			
	118	321,100	350,300	370,700	395,100			
	119	321,800	350,900	371,300	395,600			
	120	322,600	351,500	371,800	396,100			
	121	323,200	351,800	372,000	396,500			

	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400						
	127		354,400	374,900						
	128		354,800	375,400						
	129		355,200	375,700						
	130		355,600	376,200						
	131		356,000	376,700						
	132		356,400	377,200						
	133		356,600	377,500						
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第5条関係）

海 事 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,000	175,200	228,500	272,300	321,000	357,500	416,400
	2	151,000	177,500	230,700	274,100	323,000	359,700	418,900
	3	152,200	180,000	232,700	275,900	325,100	361,800	421,500
	4	153,200	182,300	234,800	277,700	327,100	364,200	424,000
	5	154,200	184,600	236,800	279,000	329,300	366,100	426,200
	6	155,500	187,100	238,800	280,900	331,100	369,200	428,600
	7	156,800	189,500	240,900	282,700	332,700	372,200	431,000
	8	158,100	192,100	243,000	284,500	334,400	375,000	433,400
	9	159,200	194,300	245,200	285,900	335,900	377,800	435,100
	10	160,700	196,700	247,100	288,300	338,000	380,600	437,200
	11	162,300	199,100	249,000	290,500	340,300	383,600	439,400

	12	163,800	201,600	250,900	292,700	342,800	386,300	441,600
	13	165,100	204,000	252,500	295,100	344,700	389,000	443,300
	14	166,600	206,600	254,400	297,700	346,900	391,700	445,500
	15	168,100	209,300	256,200	299,900	349,000	394,500	447,600
	16	169,700	211,900	258,100	302,300	351,300	397,200	449,800
	17	171,100	214,200	259,700	304,500	353,600	400,000	451,900
	18	172,800	216,900	261,600	306,700	356,100	402,000	454,200
	19	174,500	219,600	263,500	308,900	358,300	404,000	456,500
	20	176,200	222,300	265,400	310,800	360,600	406,000	458,700
	21	177,800	224,800	266,900	312,800	363,000	407,500	460,900
	22	179,800	226,400	268,500	313,900	365,100	409,400	462,700
	23	181,700	228,000	270,000	315,000	367,200	411,200	464,400
	24	183,600	229,600	271,400	316,200	369,200	413,200	466,100
	25	185,300	231,100	272,900	317,500	371,300	414,700	467,500
	26	186,900	232,500	274,500	318,800	373,700	416,200	468,800
	27	188,700	234,000	275,900	320,300	376,100	417,900	470,000
	28	190,500	235,300	277,400	321,900	378,400	419,600	471,100
	29	192,000	236,900	278,700	323,200	380,400	420,600	472,200
	30	194,100	237,600	280,100	324,600	382,500	422,200	473,200
	31	196,200	238,700	281,500	326,100	384,700	423,700	474,200
	32	198,300	239,800	282,700	327,700	386,800	425,300	475,400
	33	200,100	241,000	283,400	329,200	388,500	426,800	475,700
	34	202,000	241,900	284,800	330,700	390,100	428,100	476,700
	35	203,900	242,700	285,900	331,800	391,700	429,400	477,800
	36	205,800	243,600	287,000	333,300	393,500	430,600	478,900
	37	207,500	244,300	287,900	334,800	395,000	431,800	479,800
	38	209,100	245,100	289,100	336,100	396,400	432,800	480,700
	39	210,600	245,900	289,900	337,500	397,900	433,800	481,600
	40	212,200	246,800	290,900	338,700	399,400	434,800	482,500
	41	213,600	247,700	292,000	340,000	399,900	435,200	483,300
	42	215,100	248,600	292,800	341,300	401,200	435,800	484,000
	43	216,700	249,400	293,600	342,800	402,400	436,500	484,700
	44	218,300	250,300	294,300	344,300	403,800	437,200	485,400
	45	219,700	251,100	295,200	345,700	405,200	437,800	485,900
	46	220,900	252,000	296,300	347,100	406,600	438,100	486,500
	47	222,100	252,800	297,200	348,500	408,000	438,700	487,100
	48	223,400	253,700	298,300	349,900	409,300	439,200	487,700
再任用 職員以 外の職 員	49	224,800	254,100	299,700	350,700	410,600	439,500	488,000
	50	226,000	254,800	300,800	352,100	411,500	440,200	488,600
	51	226,900	255,400	301,700	353,400	412,400	440,900	489,300
	52	228,000	255,700	302,500	354,800	413,300	441,600	489,800
	53	229,300	255,900	303,500	356,100	413,500	442,200	490,300
	54	230,600	256,200	304,300	357,500	413,900	442,900	491,000
	55	231,800	256,600	305,300	358,800	414,400	443,600	491,300
	56	233,000	257,200	306,000	360,200	414,900	444,200	491,900
	57	234,100	257,500	307,100	360,800	415,300	444,600	492,400
	58	235,300	258,200	308,100	362,000	415,500	445,300	
	59	236,500	258,600	309,200	363,100	416,100	446,000	

	60	237,700	259,000	310,300	364,400	416,500	446,700	
	61	238,900	259,600	311,000	365,500	416,800	447,100	
	62	240,000	259,900	311,700	366,100	417,400	447,400	
	63	240,900	260,400	312,500	366,600	418,000	447,700	
	64	242,000	260,900	313,300	367,200	418,600	448,000	
	65	242,600	261,300	313,600	367,600	419,200	448,200	
	66	243,600	261,600	314,300	368,100	419,800	448,500	
	67	244,400	261,800	314,800	368,600	420,300	448,800	
	68	245,300	262,100	315,400	369,100	420,900	449,100	
	69	246,000	262,400	316,100	369,300	421,500	449,300	
	70	246,600			369,600	422,000	449,600	
	71	247,300			370,000	422,600	449,900	
	72	248,100			370,300	423,200	450,100	
	73	248,900			370,800	423,700	450,300	
	74	249,600			371,000	424,300		
	75	250,100			371,500	424,800		
	76	250,500			371,900	425,400		
	77	250,800			372,200	425,900		
	78	251,100			372,700	426,500		
	79	251,600			373,200	427,200		
	80	252,300			373,700	427,800		
	81	252,600			374,200	428,100		
	82	252,900			374,600	428,700		
	83	253,100			375,100	429,400		
	84	253,500			375,600	430,000		
	85	253,800			376,000	430,400		
	86				376,500	430,900		
	87				376,900	431,600		
	88				377,400	432,300		
	89				377,900	432,500		
	90				378,400			
	91				378,900			
	92				379,400			
	93				379,700			
	94				380,100			
	95				380,600			
	96				381,000			
	97				381,500			
	98				381,800			
	99				382,300			
	100				382,700			
	101				383,300			
再任用 職員		215,100	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第5条関係）

教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	216,400	277,100	324,300	406,000
	2	218,700	280,100	327,200	408,300
	3	220,900	282,900	330,300	410,700
	4	223,100	285,700	333,300	413,200
	5	225,200	288,500	336,500	415,300
	6	227,300	291,000	339,100	417,800
	7	229,500	293,200	341,700	420,000
	8	231,600	295,600	344,400	422,500
	9	233,900	298,200	347,400	424,200
	10	236,300	300,700	350,300	426,700
	11	238,700	303,100	353,400	429,000
	12	241,100	305,700	356,700	431,300
	13	243,200	308,000	359,500	432,700
	14	245,600	310,000	361,400	434,900
	15	248,000	312,100	363,600	437,100
	16	250,400	313,800	366,100	439,400
	17	252,400	316,000	368,300	441,500
	18	255,500	318,100	370,500	443,900
	19	258,600	320,100	372,600	446,200
	20	261,700	322,100	374,500	448,600
	21	264,600	324,100	376,500	450,700
	22	267,600	326,500	378,400	453,000
	23	270,500	329,100	380,400	455,400
	24	273,400	331,900	382,100	457,700
	25	276,200	333,900	383,500	459,700
	26	278,800	335,900	385,300	461,900
	27	281,300	338,000	387,100	464,000
	28	284,000	340,400	389,000	466,200
	29	286,800	342,800	390,900	468,300
	30	289,200	344,900	392,600	470,600
	31	291,400	346,800	394,300	472,800
	32	293,800	348,600	396,000	474,900
	33	296,000	350,600	397,600	476,800
	34	298,200	352,700	399,400	478,900
	35	300,700	354,800	400,900	481,200
	36	302,900	356,800	402,700	483,400
	37	305,400	358,400	403,800	485,500
	38	307,000	360,400	405,400	487,500
	39	308,700	362,500	406,900	489,400
	40	310,400	364,400	408,400	491,300

	41	312,300	366,300	409,300	493,300
	42	312,800	368,200	410,900	495,200
	43	313,700	370,000	412,400	496,900
	44	314,600	371,800	414,000	498,800
	45	315,500	373,600	415,300	500,700
	46	316,500	375,400	416,900	502,500
	47	317,300	376,900	418,300	504,300
	48	318,300	378,700	419,900	506,200
	49	319,200	380,200	421,300	507,900
	50	320,100	381,800	422,600	509,600
	51	320,900	383,400	423,900	511,400
	52	321,700	385,100	425,200	513,300
	53	322,900	386,200	425,900	514,900
	54	323,700	387,700	426,900	516,500
	55	324,500	389,100	427,800	518,200
	56	325,300	390,700	428,700	519,800
	57	326,000	392,000	429,600	521,400
	58	327,100	393,400	430,500	522,700
	59	328,200	394,700	431,400	524,000
	60	329,200	396,200	432,300	525,200
	61	330,200	397,500	433,200	526,400
	62	331,200	398,900	434,100	527,400
	63	332,300	400,400	435,100	528,400
	64	333,400	401,900	436,200	529,400
再任用 職員以 外の職 員	65	334,100	402,900	437,100	530,000
	66	335,200	404,000	438,100	530,900
	67	335,900	405,000	439,100	531,800
	68	337,000	406,100	440,000	532,700
	69	337,600	407,100	441,000	533,600
	70	338,700	408,000	442,000	534,400
	71	339,600	408,800	442,900	535,100
	72	340,700	409,600	443,900	535,600
	73	341,000	410,400	444,900	536,300
	74	342,000	411,300	445,800	536,800
	75	343,000	412,100	446,700	537,600
	76	344,000	412,900	447,700	538,200
	77	345,000	413,600	448,500	538,700
	78	346,000	414,000	449,000	
	79	346,900	414,300	449,700	
	80	347,800	414,600	450,300	
	81	348,800	414,900	451,100	
	82	349,800	415,200	451,800	
	83	350,800	415,400	452,100	
	84	351,800	415,700	452,700	
	85	352,400	416,000	453,100	
	86	353,000	416,300	453,400	
	87	353,600	416,600	453,700	
	88	354,200	416,900	454,000	

	89	354,800	417,100	454,300	
	90	355,200	417,400		
	91	355,600	417,700		
	92	356,100	418,000		
	93	356,600	418,200		
	94	357,000	418,500		
	95	357,500	418,800		
	96	358,000	419,100		
	97	358,600	419,300		
	98	359,100	419,600		
	99	359,500	419,900		
	100	360,000	420,100		
	101	360,400	420,300		
	102	360,900	420,600		
	103	361,200	420,900		
	104	361,700	421,100		
	105	362,200	421,300		
	106	362,600			
	107	363,100			
	108	363,600			
	109	364,000			
	110	364,500			
	111	365,000			
	112	365,400			
	113	365,800			
	114	366,200			
	115	366,700			
	116	367,100			
	117	367,500			
	118	367,900			
	119	368,400			
	120	368,800			
	121	369,100			
	122	369,500			
	123	370,000			
	124	370,300			
	125	370,700			
	126	371,200			
	127	371,700			
	128	372,100			
	129	372,500			
	特1				706,000
	特2				761,000
	特3				818,000
	特4				895,000
	特5				965,000
再任用 職員		282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみに適用する。

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700

	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	
	42	235,300	290,900	354,500	406,200	
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	
	44	238,500	295,700	358,500	409,000	
	45	239,900	297,700	360,300	410,600	
	46	241,200	300,100	362,300	411,900	
	47	242,500	302,300	364,200	413,400	
	48	243,700	304,900	366,200	415,000	
	49	245,100	307,200	367,800	416,700	
	50	246,600	309,600	369,600	418,100	
	51	247,800	311,900	371,500	419,700	
	52	249,300	314,100	373,500	421,200	
	53	250,400	316,300	375,300	422,900	
	54	251,600	318,300	377,100	424,400	
	55	253,000	320,300	378,900	426,000	
	56	254,000	322,300	380,600	427,600	
	57	255,300	324,200	382,100	429,100	
	58	256,300	326,300	383,700	430,600	
	59	257,400	328,400	385,400	431,800	
	60	258,600	330,400	387,100	433,000	
	61	259,900	332,500	388,300	434,200	
	62	260,900	334,600	389,700	435,500	
	63	262,300	336,800	391,100	436,800	
	64	263,400	339,000	392,400	438,000	
	65	264,700	340,700	393,800	439,200	
	66	266,100	342,900	395,000	440,400	
	67	267,500	344,900	396,400	441,600	
	68	269,100	347,100	397,800	442,800	
	69	270,500	348,900	399,100	444,000	
	70	271,800	350,800	400,400	445,200	
	71	273,100	352,800	401,800	446,400	
	72	274,400	354,800	403,100	447,600	
	73	275,500	356,400	404,400	448,700	
	74	276,700	358,300	405,800	449,300	
再任用	75	278,000	360,100	407,200	449,800	
職員以	76	279,000	362,000	408,500	450,300	
外の職	77	280,200	363,800	409,700	450,800	
員	78	281,400	365,500	410,900		
	79	282,600	367,200	412,200		
	80	283,800	368,800	413,600		
	81	284,900	370,300	414,900		
	82	286,100	371,800	416,100		
	83	287,300	373,300	417,100		
	84	288,500	374,700	418,300		

85	289,500	375,800	419,500
86	290,600	377,200	420,700
87	291,600	378,600	421,900
88	292,800	379,900	422,900
89	293,900	381,200	424,000
90	295,000	382,500	425,000
91	296,200	383,700	426,000
92	297,400	385,000	427,000
93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	

	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用 職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000

7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
38	227,600	256,200	345,900	370,000	
39	229,300	258,700	347,900	371,300	
40	231,000	261,000	349,800	372,900	
41	232,600	263,600	351,300	374,000	
42	234,300	266,000	353,100	375,400	
43	235,900	268,200	354,700	376,800	
44	237,500	270,400	356,400	378,300	
45	239,200	272,500	358,200	379,700	
46	240,700	274,700	359,900	381,300	
47	242,000	276,900	361,200	382,900	
48	243,400	278,800	362,800	384,400	
49	244,600	281,100	364,000	385,800	
50	246,000	283,000	365,500	387,300	
51	247,400	284,900	367,100	388,800	
52	248,600	286,900	368,700	390,200	
53	249,700	288,600	370,100	391,400	
54	251,100	290,900	371,600	392,700	

	55	252,300	293,200	373,100	393,800
	56	253,300	295,700	374,600	394,900
	57	254,500	297,700	376,100	396,300
	58	255,700	300,100	377,500	397,500
	59	256,800	302,300	378,900	398,700
	60	258,000	304,900	380,200	400,000
	61	259,400	307,200	381,100	401,200
	62	260,200	309,600	382,300	402,200
	63	261,400	311,900	383,500	403,600
	64	262,300	314,100	384,600	404,900
	65	263,300	316,300	385,500	406,100
	66	264,700	318,300	386,700	407,200
	67	265,800	320,300	387,700	408,400
	68	267,100	322,300	388,800	409,500
	69	268,700	324,200	390,000	410,500
	70	270,200	326,300	391,000	411,700
	71	271,500	328,400	392,100	412,900
	72	272,900	330,400	393,300	414,100
	73	273,900	332,500	394,300	414,700
	74	274,900	334,600	395,400	415,500
	75	276,100	336,800	396,500	416,200
	76	277,100	339,000	397,600	416,700
再任用 職員以 外の職 員	77	278,300	340,700	398,500	417,000
	78	279,400	342,600	399,400	417,400
	79	280,600	344,300	400,400	417,800
	80	281,800	346,100	401,400	418,200
	81	283,000	347,900	402,200	418,500
	82	283,900	349,700	403,000	418,900
	83	285,100	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300
	94	294,400	366,900	410,700	
	95	295,100	368,200	411,000	
	96	295,900	369,400	411,300	
	97	296,700	370,400	411,600	
	98	297,500	371,400	411,900	
	99	298,300	372,400	412,200	
	100	299,000	373,400	412,400	
	101	299,900	374,300	412,600	
	102	300,400	375,300	412,900	

103	300,900	376,300	413,200
104	301,400	377,300	413,400
105	301,600	378,100	413,600
106	302,000	379,000	413,900
107	302,300	379,900	414,200
108	302,500	380,900	414,400
109	302,700	381,700	414,600
110	302,900	382,700	414,900
111	303,200	383,700	415,200
112	303,500	384,700	415,400
113	303,700	385,300	415,600
114	303,900	386,200	415,900
115	304,100	387,100	416,200
116	304,400	388,000	416,400
117	304,700	388,800	416,600
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	
137		400,100	
138		400,400	
139		400,700	
140		401,000	
141		401,300	
142		401,600	
143		401,900	
144		402,200	
145		402,400	
146		402,700	
147		403,000	
148		403,200	
149		403,400	
150		403,700	

	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用 職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300

	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
	45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
	49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
	53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600

再任用
職員以
外の職
員

68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
74	263,500	318,600	388,600		
75	264,700	319,700	389,200		
76	265,700	320,800	389,900		
77	266,800	321,900	390,600		
78	267,900	322,900	391,200		
79	269,100	323,800	391,800		
80	270,000	324,700	392,400		
81	271,200	325,800	393,000		
82	272,500	326,600	393,600		
83	273,800	327,300	394,200		
84	275,000	328,100	394,800		
85	276,100	328,600	395,300		
86	277,200	329,100	395,800		
87	278,500	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			

	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用 職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6（第5条関係）

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600

再任用 職員以 外の職 員	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	

	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400

	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	

再任用
職員以
外の職
員

63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		
104		294,200	331,000	352,800		
105		294,500	331,200	353,300		
106			331,400			
107			331,800			
108			332,000			
109			332,200			
110			332,600			

	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900

33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	

再任用 職員以 外の職 員	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	
	100	286,700	318,600	351,400	369,200	
	101	287,500	319,000	351,900	369,800	
	102	288,300	319,600	352,300	370,300	
	103	289,100	320,200	352,800	370,800	
	104	289,900	320,800	353,200	371,200	
	105	290,600	321,200	353,500	371,800	
	106	291,100	321,700	354,000	372,300	
	107	291,600	322,200	354,400	372,800	
	108	292,100	322,700	354,700	373,300	
	109	292,300	323,100	355,200	373,900	
	110	292,600	323,500	355,700	374,300	
	111	292,800	323,800	356,200	374,800	
	112	293,200	324,100	356,700	375,300	
	113	293,500	324,500	357,200	375,900	
	114	293,700	324,900	357,700		
	115	294,100	325,300	358,200		
	116	294,400	325,600	358,600		
	117	294,700	325,800	359,000		
	118	295,000	326,100	359,400		
	119	295,300	326,500	359,900		
	120	295,700	326,700	360,400		
	121	296,000	326,900	360,800		
	122	296,400	327,200	361,300		
	123	296,700	327,500	361,800		
	124	297,100	327,800	362,300		
	125	297,300	328,000	362,600		
	126	297,500	328,300			
	127	297,800	328,700			
	128	298,200	328,900			

	129	298,400	329,100				
	130	298,700	329,300				
	131	299,100	329,700				
	132	299,500	329,900				
	133	299,700	330,200				
	134	300,000	330,600				
	135	300,400	331,000				
	136	300,700	331,400				
	137	300,900	331,700				
	138	301,200	332,100				
	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	円 319,200	円 362,900	円 408,100	円 458,400

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。

- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、163,100円とする。

別表第2（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 146,300	円 195,600	円 281,800	円 332,400	円 388,800

備考1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、165,800円とする。

別表第3（第8条関係）

1 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 249,800	円 335,000	円 399,000	円 471,700

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師である特定業務等従

事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	円 151,000	円 188,400	円 223,600	円 249,600	円 281,000	円 327,000	円 371,100

備考1 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、210,500円とする。

3 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	円 165,300	円 192,400	円 240,200	円 262,700	円 287,100	円 330,100

備考1 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、209,800円とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第15条の改正規定及び附則第5項から第8項までの規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（給与条例第15条の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の給与条例の規定、第2条の規定による改正後の沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成31年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例、第2条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第2条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第2条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の給与条例第15条の規定により支給されていた住居手当の月額が500円を超える職員(これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員を含む。)であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。以下同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の給与条例第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額。以下「旧手当額」という。)から500円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 第1条の規定による改正後の給与条例第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から第1条の規定による改正後の給与条例第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が500円を超えることとなる職員

- 6 一部施行日の前日において第1条の規定による改正前の給与条例第15条の規定により支給されていた住居手当の月額が500円を超える職員（これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員を含む。）で、かつ、一部施行日以後に公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い住居を移転することとなった職員で当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもの（人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により住宅を借り受けることが困難であった職員を含む。）であって、一部施行日以後においても住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、前項各号のいずれかに該当するもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の給与条例第15条の規定にかかわらず、旧手当額から500円を控除した額の住居手当を支給する。
- 7 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における住居手当の支給に関する前2項の規定の適用については、これらの規定中「500円」とあるのは「1,000円」と、「一部施行日から令和3年3月31日まで」とあるのは「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」とする。
- 8 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における住居手当の支給に関する附則第5項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「500円」とあるのは「1,500円」と、「一部施行日から令和3年3月31日まで」とあるのは「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」とする。
- （人事委員会規則への委任）
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第2号議案

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「限る」の次に「。次号において単に「家畜伝染病」という」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

第22条第2項第1号中「、第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改める。

第40条第2項第4号中「3,600円」を「2,700円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第40条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第22条の規定は、令和2年1月8日から適用する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

豚熱のまん延を防止するために行う新たな作業を防疫等作業手当の支給要件に追加し、及びその支給額を定めるとともに、学校の休業日における1日の部活動の時間が4時間程度から3時間程度とされたこと等を踏まえ、部活動における指導の業務に係る教員特殊業務手当の支給額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第3号議案

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「除く」の次に「。以下「職員」という」を加える。

第2条を次のように改める。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次の表のとおりとする。

区分	定数	備考
議会の事務部局	43人	
知事の事務部局	4,584人	1 うち、15人は、下地島空港特別会計支弁に係る職員の定数とする。 2 うち、121人は、下水道事業特別会計支弁に係る職員の定数とする。
教育委員会の事務部局	431人	
監査委員の事務部局	16人	
人事委員会の事務部局	17人	
労働委員会の事務部局	13人	
選挙管理委員会の事務部局	4人	
企業局	359人	
病院事業局	3,175人	
合計	8,642人	

第3条第1項中「前条各号に掲げる」を「前条に規定する」に改める。

第4条第1項中「の各号」を削り、同項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年沖縄県条例第2号）第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県立病院の医療提供体制の強化並びに臨床検査技師及び診療放射線技師の勤務態勢の適正化を図るため、病院事業局の職員の定数を改めるとともに、外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員を定数外の職員とする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第4号議案

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中(18)を(22)とし、(17)を(21)とし、(16)を(18)とし、その次に次のように加える。

(19) 法第49条第1項の規定による浄化槽台帳の作成に関する事務

(20) 法第49条第2項の規定による浄化槽に関する情報の提供を求めることに関する事務

第2条の表2の項中(15)を(17)とし、(12)から(14)までを(14)から(16)までとし、同項(11)中「第11条の2」を「第11条の3」に改め、同項(11)を同項(13)とし、同項(10)の次に次のように加える。

(11) 法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理に関する事務

(12) 法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開又は使用が再開されていることを知った旨の届出の受理に関する事務

第2条の表2の項に次のように加える。

(23) 法附則第11条第1項の規定による特定既存単独処理浄化槽に関する除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることの助言及び指導に関する事務

(24) 法附則第11条第2項の規定による除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることの勧告に関する事務

(25) 法附則第11条第3項の規定による勧告に係る措置の命令に関する事務

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が整った伊是名

村が処理することとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第5号議案

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削る。

第3条第1項中「者の」を「職員の」に、「掲げる機関」を「定める機関」に改める。

第4条中「定める者」を「掲げる職員」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第3号中「の職員」を「の職員 次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額」に改め、同号ア中「その報酬が」を「報酬が」に、「者」を「職員」に改め、同号イ中「者」を「職員」に改め、同号に次のように加える。

ウ 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、給料を支給される会計年度任用職員の補償基礎額を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第6号議案

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 工業技術センター使用料の項中

	大容量送液ポンプ	同	30円		を
	大容量送液ポンプ	同	30円		に
	大型精密平面研削盤	同	1,680円		
	X線CT検査装置	同	3,660円		

改める。

別表第3 栄養士免許手数料の項中「5,600円」を「5,700円」に改め、同表栄養士免許証訂正手数料の項中「栄養士免許証訂正手数料」を「栄養士免許証書換え交付手数料」に、「第1条第1項」を「第5条第1項」に、「の訂正」を「の書換え交付」に、「3,200円」を「3,300円」に改め、同表栄養士免許証再交付手数料の項中「第1条第2項」を「第6条第1項」に、「3,600円」を「3,700円」に改め、同表犬の抑留中の飼養管理及び返還手数料の項の次に次のように加える。

毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	1件につき27,700円
-------------------------	---	--------------

別表第3 毒物又は劇物の販売業の登録申請手数料の項中「（昭和25年法律第303号）」を削り、同表毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請に係る経由手数料の項を次のように改める。

毒物又は劇物の	毒物及び劇物取締法第4条第3項	1件につき10,400円
---------	-----------------	--------------

製造業又は輸入業の登録更新申請手数料	の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	
--------------------	---------------------------------------	--

別表第3 毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同表毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請に係る経由手数料の項を削り、同表毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請に係る経由手数料の項を次のように改める。

毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料	毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	1件につき5,200円
---------------------------	--	-------------

別表第3 毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料の項中「毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料」を「毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票書換え交付手数料」に改め、「劇物の」の次に「製造業、輸入業又は」を加え、同表毒物劇物販売業登録票再交付手数料の項中「毒物劇物販売業登録票再交付手数料」を「毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票再交付手数料」に改め、「劇物の」の次に「製造業、輸入業又は」を加え、同表毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料の項から毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票再交付手数料の項までを削り、同表覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定申請に係る経由手数料の項から覚せい剤原料取扱者の指定申請手数料の項までを次のように改める。

覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定申請に係る経由手数料	覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第4条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定の申請に係る経由	1件につき17,600円
---	--	--------------

覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者の指定申請手数料	覚醒剤取締法第4条第2項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査	1件につき4,000円
覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由手数料	覚醒剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由	1件につき2,900円
覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付手数料	覚醒剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付	1件につき2,800円
覚醒剤原料取扱者の指定申請手数料	覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	1件につき11,700円

別表第3医薬品又は医薬部外品の承認申請時適合性調査申請手数料の項中「第14条第6項（同条第9項）」を「第14条第7項（同条第13項）」に、「又は第9項」を「又は第13項」に改め、同表医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同表医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項一部変更承認申請手数料の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表肥料登録手数料の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第2項」を「第3項」に改め、同表肥料登録更新手数料の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同表種苗証明申請手数料の項の次に次のように加え

る。

漁業許可申請手数料	漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の規定に基づく漁業の許可の申請に対する審査	1件につき2,900円
知事許可漁業の変更許可申請手数料	漁業法第58条において準用する同法第47条の規定に基づく知事許可漁業の変更の許可の申請に対する審査	1件につき2,400円

別表第3 漁業権免許申請手数料の項中「漁業権免許申請手数料」を「漁業免許申請手数料」に、「（昭和24年法律第267号）第10条」を「第69条第1項」に、「漁業権の」を「漁業権の内容たる漁業の」に改め、同表漁業権共有認可申請手数料の項中「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に、「第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）」を「第72条第6項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に改め、同表漁業権分割変更免許申請手数料の項中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同表定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料の項中「定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に、「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「基づく定置漁業権又は区画漁業権」を「基づく個別漁業権」に改め、同表漁業権移転認可申請手数料の項中「漁業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に、「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同表休業中の漁業許可申請手数料の項中「第36条第1項（同条第4項）」を「第88条第1項（同条第5項）」に、「漁業の許可」を「個別漁業権の内容たる漁業の許可」に改め、同表5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料の項及び5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料の項を次のように改める。

特定漁業許可申請手数料	漁業法第119条第1項の規定に基づき規則で定める特定の漁業の許可の申請に対する審査	1件につき2,900円
特定許可漁業の	漁業法第119条第1項の規定に基づ	1件につき2,400円

変更許可申請手数料	き規則で定める特定許可漁業の変更の許可の申請に対する審査
-----------	------------------------------

別表第3 砂利採取業務主任者試験手数料の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項金額の欄ア及びイ中「係るもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同欄に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の認定を受けた同法第29条第3項に規定する他の建築物に限る。）

- (7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円
- (8) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円
- (9) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円
- (10) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,000円
- (11) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 152,000円
- (12) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 190,000円

別表第3 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の項金額の欄ア及びイ中「係るもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同欄に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の認定を受けた同法第29条第3項に規定する他の建築物に限る。）

- (7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5,500円
- (8) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 38,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 60,500円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 76,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 95,000円

別表第3建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項金額の欄ウ中「第1条第1項第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)」に改め、同欄カ中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、同欄カを同欄クとし、同欄オを同欄カとし、その次に次のように加える。

キ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 98,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 148,000円

別表第3建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項金額の欄エ中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、同欄エを同欄オとし、同欄ウの次に次のように加える。

エ 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(ア) 床面積が200平方メートル未満の場合 18,000円

(イ) 床面積が200平方メートル以上の場合 19,000円

別表第3評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項金額の欄ウ中「第1条第1項第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)」に改

め、同欄カ中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、同欄カを同欄クとし、同欄オを同欄カとし、その次に次のように加える。

キ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円

(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,000円

(6) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 44,000円

(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 77,000円

別表第3評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項金額の欄エ中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、同欄エを同欄オとし、同欄ウの次に次のように加える。

エ 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(7) 床面積が200平方メートル未満の場合 6,000円

(4) 床面積が200平方メートル以上の場合 6,000円

第2条 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項ウ及び建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の項ウ中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中沖縄県使用料及び手数料条例別表第3の改正規定（覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定申請に係る経由手数料の項から医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項一部変更承認申

請手数料の項までに係る部分に限る。) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)の施行の日

(2) 第1条中沖縄県使用料及び手数料条例別表第3の改正規定(肥料登録手数料の項及び肥料登録更新手数料の項に係る部分に限る。) 肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第62号)の施行の日

(3) 第1条中沖縄県使用料及び手数料条例別表第3の改正規定(種苗証明申請手数料の項の次に次のように加える部分及び同表漁業権免許申請手数料の項から5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料の項までに係る部分に限る。) 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)の施行の日

(4) 第2条の規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
(経過措置)

2 改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

工業技術センターの機器の使用料の徴収根拠を定めるとともに、栄養士免許手数料等の額の適正化を図るほか、漁業法の一部が改正されたことに伴い漁業の許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第7号議案

沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例

沖縄県石油価格調整税条例（平成27年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県内における石油製品の価格の調整及び安定的供給を図るため、条例の有効期限を令和4年3月31日まで延長し、引き続き石油価格調整税を課する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和62年沖縄県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 5 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに置いた浄化槽管理士に、第2条第2項に規定する期間ごとに、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修を受けさせなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第1項の規定による登録を受けて浄化槽保守点検業を営んでいる者は、改正後の第10条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から2年以内に、その営業所ごとに置いた浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修を受けさせるよう努めなければならない。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

浄化槽法の一部が改正されたことに伴い、浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に、3年ごとに、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修を受けさせなければならないこととする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県動物愛護管理員設置条例

(動物愛護管理員の設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第37条の3第1項の規定に基づき、動物愛護管理員を置く。

第2条 知事は、沖縄県動物愛護管理センター、沖縄県宮古保健所及び沖縄県八重山保健所に勤務する職員のうちから動物愛護管理員を命ずるものとする。

(動物愛護管理員が行う事務)

第3条 動物愛護管理員が行う事務は、動物の愛護及び管理に関する法律第37条の2第2項各号に掲げる業務に係る事務とする。

(補則)

第4条 動物愛護管理員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行の日（令和2年6月1日）から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正されたことに伴い、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の範囲)

第2条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、施設の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合その他施設が他の法令の規定により必要な規制を受けている場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下この号及び第26条第11号において「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室の利用に係る費用及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室の利用に係る費用が、無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

(基本方針)

- 第3条** 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ってサービスの提供に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(構造設備等の一般原則)

- 第4条** 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

- 第5条** 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

- 第6条** 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者を当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。第21条において同じ。）とするよう努めなければならない。

- 3 無料低額宿泊所の職員その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

（運営規程）

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

- 2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

（非常災害対策）

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その最後の記録をした日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所の規模は、5人以上の人員を入居させることができるものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分以内で移動することができるよう設置する等、入居者に対するサービスの提供に支障がないものとしなければならない。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみである場合 4以下

(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上である場合 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の本体施設及びサテライト型住居の入居定員の合計数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみである場合 20以下

(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上である場合 40以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第20条の規定により把握した入居者の状況に関する記録を整備し、その最後の記録をした日から5年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、消火器、自動火災報知設備その他の消防の用に供する設備の設置に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第

1 項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に対するサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場

4 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂

5 第3項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する場合等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。

ただし、地域の事情によりこれにより難い場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

- (2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。
- (4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室 入居定員に適したものを設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は、施設長としなければならない。

2 無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下この項及び第16条において「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行うとともに、書面により契約を締結しなければならない。この場合において、居室の利用以外のサービスの提供に係る契約は、居室の利用に係る契約と同一の書面により締結してはならない。

2 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供に係る契約を締結し、及び更新する場合は、契約期間及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 前項の契約期間は、1年以内とする。ただし、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による建物の賃貸借契約を除く。）である場合の契約期間は、1年とする。

4 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定により県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（次条第3項及び第26条第11号において「福祉事務所」という。）その他の県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項に、入居者の権利を不当に制限する条件を定めてはならない。

6 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項に、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

- 7 無料低額宿泊所は、第1項の規定により契約を締結し、又は更新しようとする者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 8 無料低額宿泊所は、入居申込者から申出があった場合には、第1項の規定による書面の交付に代えて、第11項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、第1項の重要事項及び第2項の事項（以下この条において「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該書面を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項等を送信し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法
- 9 電磁的方法は、入居申込者が当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 10 第8項の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 11 無料低額宿泊所は、第8項の規定により重要事項等を入居申込者に提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 12 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から書面又は電磁的方法により、重要事項等について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該

入居申込者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対しては、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所その他の県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号にあっては、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居室の利用に係る費用

(3) 共益費

(4) 光熱水費

(5) 日用品費

(6) 基本サービス費

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる費用の基準は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

(2) 居室の利用に係る費用 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

ア 無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

(3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

(4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

(5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

(6) 基本サービス費 入居者の状況の把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービスの提供の方針）

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活することができるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活することができるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用することができるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事）

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（入浴）

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回、入浴の機会を提供しなければならない。

ない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、居室への訪問等の方法により、入居者の心身の状況、生活の状況等の把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、無料低額宿泊所の職員がこの条例で定める基準に従い業務を行うために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の整備等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭

の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、無料低額宿泊所が、次に掲げるところにより日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する財産と区分すること。
- (4) 金銭等は、当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。
- (11) 被保護者である入居者と金銭等の管理に係る契約を締結し、又は変更したときは、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整備すること。

（揭示及び公表）

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を揭示しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書その他の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに知事、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第2項から第4項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

(規則への委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所（次項において「届出済み無料低額宿泊所」という。）が事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、この条例の施行の日から3年間は、第12条第5項第1号ア及びエからカまでの規定は適用しない。
- 3 届出済み無料低額宿泊所が平成27年6月30日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第12条第5項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。
 - (1) 居室の床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。
 - (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第5項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記した書面を交付して説明を行い、同意を得ること。
 - (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - (4) 第12条第4項の規定にかかわらず、同項第1号の共用室を設けること。
 - (5) 居室の床面積の改善についての計画を、知事と協議の上作成すること。
 - (6) 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第5項第1号ウに規定する基準を満たすために必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第6号の規定による必要な改善が行われない限り、新たな居室を増築してはならない。

令和2年2月13日提出

理 由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例

子どもは、次代の社会を担う大いなる可能性を秘めた社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在である。子どもは、一人の人間として、また、自由かつ独立の人格を持った権利の主体として尊重されなければならない、全ての子どもの権利と健やかな発達を保障することは、社会全体の責務である。

しかしながら、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、その健やかな発達を阻害する事象が跡を絶たず、子どもはこれまでその権利が十分に認識され、保障されてきたとは言い難い状況にある。

子どもの権利の侵害の中でも虐待は、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであるとともに、将来の世代に連鎖する懸念を及ぼすものであり、決して許してはならない。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化、経済格差の広がり等に伴う家庭や地域社会における養育力の低下が指摘されている。とりわけ沖縄県では、子どもの貧困が深刻な状況にあること、ひとり親家庭や若年出産が多いことなどから、保護者が子育てに関する悩みを抱える傾向がある。このような保護者が十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされた結果、虐待に至ることがある事実を社会全体で受け止める必要がある。

県、市町村及び関係団体等は、子どもが家庭で健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、連携しながら、子ども及びその家庭に対し妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援に努めなければならない。

こうした認識の下、子どもの権利を普及啓発し、社会全体で子どもの権利と虐待防止の理解を深め、その取組を推進し、虐待から子どもを断固として守り、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの尊厳を重んじ、子どもを虐待から守ることに関し基本理念を定め、県、保護者等の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ効果的に推進

し、もって子どもの権利利益の擁護及び子どもが健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳に満たない者をいう。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

(3) 虐待 保護者がその監護する子どもについて行う次に掲げる行為をいう。

ア 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。

ウ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人によるア、イ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

エ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 関係団体等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

(子どもの権利)

第3条 全ての子どもは、適切に養育されること、能力が十分に発揮されること、虐待から守られること、自己の意見を表明することその他の個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

(基本理念)

第4条 子どもは、前条の権利が保障され、個人としての尊厳が重んぜられるとともに、その最善の利益が考慮されなければならない。

2 虐待は、子どもの権利を著しく侵害し、心身の健やかな成長に重大な影響を与えるものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。

3 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの生命を保護することが最も優先されなければならない。

(県の責務)

第5条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「虐待防止施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、虐待防止施策を策定し、及び実施するに当たっては、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第1項の規定により定める計画、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項の規定により定める計画及び県が定める子どもの社会的養育に関する計画との整合性を確保しなければならない。

3 県は、虐待防止施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村及び関係団体等と連携しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利の重要性に関する理解を深めるとともに、虐待防止施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを心身ともに健やかに育成するよう努めなければならない。

2 保護者は、子どもの監護及び教育をするに当たっては、当該子どもが苦痛を受けているかどうかを問わず、体罰を加える行為その他の心身の苦痛を与える行為であって、子どもの利益に反するものを行ってはならない。

(関係団体等の責務)

第8条 関係団体等は、基本理念にのっとり、必要に応じて県、市町村及び他の関係団体等と連携し、子どもを虐待から守るため主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市町村への協力及び支援)

第9条 県は、市町村が実施する子どもを虐待から守る施策に必要な協力及び支援を行うものとする。

(基本理念の普及啓発)

第10条 県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(公表等)

第11条 知事は、毎年度、虐待防止施策の実施状況を公表するものとする。

2 知事は、前項の虐待防止施策の実施状況について、沖縄県社会福祉審議会に置かれた児童福祉専門分科会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の虐待防止施策の実施状況の公表に当たっては、市町村及び関係団体等に対し、必要な報告を求めることができる。

(虐待の未然防止)

第12条 県は、虐待を未然に防止するため、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、調査、相談その他の市町村が実施する切れ目ない支援について、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(虐待の早期発見のための環境整備)

第13条 県は、虐待を早期に発見することができるよう、市町村及び関係団体等と緊密な連携協力を図るものとする。

2 県は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者の通告（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項に規定する通告をいう。次条及び第15条において同じ。）又は虐待を受けた子どもからの相談が容易にできる環境及び体制を整備するものとする。

(通告に係る対応及び保護者の協力義務)

第14条 児童相談所長は、通告を受けたときは、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、子どもが居住する住宅を管理し、又は所有する者その他の者に対し協力を求め、当該通告に係る子どもとの面会その他の当該子どもの安全の確認を行うための措置（次項及び次条において「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。

2 前項に規定する子どもの保護者は、安全確認措置に協力しなければならない。

(通告に係る体制の充実等)

第15条 県は、通告を常時受けることができる体制の充実強化を図るために人材の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、通告又は虐待に係る相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に不利益が生じないように、情報の取扱いに必要な配慮をするものとする。

(情報の共有)

第16条 県は、虐待を未然に防止し、並びに早期に発見し、及び対応するため、市町村及び関係団体等との間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

(虐待を受けた子どもに対する措置等)

第17条 県は、虐待を受けた子どもが再び虐待を受けることなく、家庭又は家庭における養育環境と同様の養育環境若しくはできる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、里親に関する普及啓発、里親の援助及び里親への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の養育環境の向上その他社会的養護の充実に努めるものとする。

3 県は、虐待を受けた子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援を行うものとする。

(保護者に対する支援)

第18条 県は、虐待を行った保護者について、虐待の再発を防止するため、市町村又は関係団体等と連携し、当該保護者がその虐待を受けた子どもとともに豊かな家庭生活を享受することができるよう必要な支援を行うものとする。

(子ども自ら行動するための支援)

第19条 県は、子どもが虐待から逃れるため自ら行動することができるよう、市町村及び関係団体等と連携し、子どもに対し情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(人材育成)

第20条 県は、虐待を早期に発見し、及び対応するために必要となる専門的な知識及び技術を有する職員を育成するとともに、児童相談所の運営体制を強化するものとする。

2 県は、市町村及び関係団体等における人材を育成するため、これらの者が専門的な知識及び技術を習得するための研修等を実施するものとする。

(要保護児童対策地域協議会への支援)

第21条 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項の規定により市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営が適切かつ円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

令和２年２月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

子どもの権利利益の擁護及び子どもが健やかに成長することができる社会の実現に資するため、子どもの尊厳を重んじ、子どもを虐待から守ることに関し基本理念を定め、県、保護者等の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第12号議案

沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例

沖縄県安心こども基金条例（平成21年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号オ中「第2項」を「第3項」に改める。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

子どもを安心して育てることができる体制を整備するための事業を引き続き実施するため、基金の設置期間を延長する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第13号議案

沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成10年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

大学等における修学の支援に関する法律により、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、授業料及び入学金の減免の措置が講ぜられることとなったことを踏まえ、既に徴収した授業料を還付することができることとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例（平成19年沖縄県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「で規定する」を「に規定する」に改め、「引き続き」の次に「指定臨床研修病院において」を加え、同号イ中「引き続き」の次に「指定臨床研修病院において」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 資金の貸与を受けた者が指定医療機関において専門研修を受けた場合は、当該専門研修を受けた期間のうち知事が認めるものは、指定医療機関の医師として勤務した期間とみなす。この場合において、前項第1号ア及びイ並びに第2号に規定する引き続く勤務期間の計算については、これを算入する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

修学資金等の返還債務の免除を受けるために必要な医師としての勤務期間の計算の特例を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「前2条」を「前条」に改め、「管理運営基準又は」を削り、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1を削る。

別表第2中「第3条関係」を「第2条関係」に改め、同表営業施設の基準第2業種別基準の25中「^{しょう}醬油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同業種別基準の30中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同業種別基準の30の(1)中「乾めん」を「乾麺」に、「ゆでめん」を「ゆで麺」に改め、同業種別基準の30の(5)中「ゆでめん」を「ゆで麺」に、「生めん」を「生麺」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3 ^{しょう}醬油製造業許可申請手数料の項中「^{しょう}醬油製造業許可申請手数料」を「しょうゆ製造業許可申請手数料」に、「^{しょう}醬油製造業の」を「しょうゆ製造業の」に改め、同表めん類製造業許可申請手数料の項中「めん類製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に、「めん類製造業の」を「麺類製造業の」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行の日（令和2年6月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第2条及び別表第1の規定により定められた管理運営基準については、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第5条に規定する基準として、同条に規定する期間は、なおその効力を有する。

令和 2 年 2 月 13 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

食品衛生法の一部改正により、国際標準に即して行う衛生管理制度が導入され、国が定める基準に従い営業者が公衆衛生上必要な措置を定めることとなることに伴い、条例で定める公衆衛生上講ずべき措置に関する管理運営基準を削る等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（平成30年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までの規定中「宜野湾市」を「宜野湾市 石垣市」に、「与那原町 南風原町」を「与那原町」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1から別表第3までの改正規定（「宜野湾市」を「宜野湾市 石垣市」に改める部分に限る。）は、令和2年10月1日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

住宅宿泊事業の実施を制限する区域について、石垣市及び南風原町から見直しを求める意見があることを踏まえ、当該区域に石垣市を加え、当該区域から南風原町を除く必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。